

スタートアップ支援施設構想検討プロジェクト事業
に係る公募型プロポーザル実施要領

スタートアップ支援施設構想検討プロジェクト事業に係る公募型プロポーザル実施要領

スタートアップ支援施設構想検討プロジェクト事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本市においては、起業家や起業関心層が一定数存在するものの、起業に関する相談、学び、出会い、継続的な交流が行われる常設のスタートアップ支援拠点が存在していない。

その結果、「起業家の孤立」「支援情報へのアクセスのしづらさ」「挑戦をする人材の市外流出」といった課題が生じている。

本事業は、旭川市内に新たに整備を検討するスタートアップ支援施設について、起業家や関係者の声、他地域の先進的な知見を有する外部人材の視点を取り入れながら、本市にとって必要な施設像を検討・構想するとともに、施設の整備に向けた機運を醸成することを目的とする。

第2 事業内容等

1 業務名

スタートアップ支援施設構想検討プロジェクト事業

2 基本的な考え方

本事業においては、以下の考え方を基本とする。

- (1) スタートアップ支援施設は、人と人が繋がり、挑戦が生まれ、育ち、循環するための仕組みであること。
- (2) 起業家や関係者が「自分たちが関わってつくった施設」と感じられる検討プロセスを重視すること。
- (3) 他地域の事例や専門的知見を参考にしながら、旭川らしい形を模索すること。

3 業務内容

上記目的を達成するため、受託者は、旭川市及び旭川市が設置する検討委員会と連携しながら次の業務を実施する。

(1) スタートアップ支援施設構想の取りまとめ

ア 現状把握・ヒアリング

- ・市内起業家、学生等への個別ヒアリング
- ・他地域事例・外部知見のインプット

イ 対話・意見交換

- ・ワークショップ等を通じた意見交換
- ・必要な機能・役割の整理

ウ 構想の整理

- ・施設コンセプト案の作成
- ・候補地や整備手法の検討
- ・機能・運営体制の方向性整理

エ 成果物のとりまとめ

- ・スタートアップ支援施設構想（案）の作成
構想（案）には、施設の基本コンセプト、想定利用者像、必要な機能・役割、望ましい設置地域、運営体制や関与主体、データ分析、将来ビジョンなどを盛り込むこと。
- ・今後の整備・運営に向けた検討材料の整理

オ イベントの開催（3回以上）

- ・より多くの市民を巻き込み、スタートアップ支援施設の開設に向けた機運醸成に繋がるイベントを開催

(2) その他

本事業の実施に当たり必要な経費（消耗品購入費等含む。）は、全て委託料に含めることとし、受託者が負担することとする。

その他、本事業の目的を達成するために必要な事項について、適宜提案すること。

4 実施日程の目安

時期	内容
6月	・キックオフミーティング（趣旨・論点共有、スタートアップ支援施設・共創施設に関するインプット） ・個別ヒアリング（10名程度）
7月	・ヒアリング内容の整理・論点抽出 ・ワークショップ企画確定・参加者募集
8月 ～9月	・ワークショップ実施（複数回） ・意見・アイデアの整理、論点整理ミーティング ・コンセプト案、機能整理案の作成
10月	・構想案ドラフト作成 ・関係部署確認
11月	・最終版とりまとめ・成果物納品
随時	・イベントの実施
3月末	・報告書の提出

※3（1）オのイベントについては、11月の納品後も機運醸成に向けて実施すること。

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 予算総額

8,800千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第3 事業担当部局

旭川市経済部産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター2階

電話：0166-65-7047（直通）

メールアドレス：sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

URL：https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/11218/11220/d083827.html

第4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和8年4月10日（金）から令和8年4月30日（木）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和8年5月7日（木） 予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和8年5月18日（月）まで
ヒアリング	令和8年5月26日（火）頃予定 （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和8年5月28日（木）頃予定
契約締結	令和8年6月初旬 予定

第5 参加資格要件

1 応募者の条件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

- (1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、上記資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合は、第6-1(1)に定める書類を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 市町村税又は都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

第6 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり、オンラインフォームを通じて参加表明を行い、必要な書類を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明を行わない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、参加することができない。

(1) 提出書類

第5(1)に該当しない者は次の書類(いずれも写しの提出可とする。)

法人・個人	提出書類	備考
法人・個人	当該市町村の市町村税(特別区においては都税)に滞納のないことの証明書	発行日が提出期限内の3か月以内のもの
法人・個人	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書	発行日が提出期限内の3か月以内のもの 管内の税務署が発行する「納税証明書その3」
法人・個人	決算書及び確定申告書の写し (直近の1期分)	管轄の税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの 個人の場合は確定申告書の写しのみ
法人	履歴事項全部証明書 (任意団体の場合は定款とする)	発行日が提出期限内の3か月以内のもの
個人	身分証明書 (本籍地のある市町村から交付を受けること)	発行日が提出期限内の3か月以内のもの

(2) 提出期限

令和8年4月30日(木) 午後5時(期限厳守)

(3) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/f/9ytyR>

(4) 留意点

ア 会社概要等のパンフレット等がある場合は併せて提出すること。

イ 提出された書類等については返却しない。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第5に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年5月7日(木)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年5月11日(月)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年5月13日（水）までに説明を求めた者に対して理由説明書を通知する。

第7 業務委託上の留意事項

1 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により旭川市の承諾を得なければならない。

2 履行能力の担保

本事業は、スタートアップ・起業家支援や施設整備・空間設計に関する知見が必要不可欠な業務であるため、受託者の履行体制には以下の要件を満たす者を配置すること。

(1) 配置が必須である者

- ア スタートアップ支援施設の立ち上げの経験を有し、運営に3年以上関与する者
- イ 地域の多様な関係者との対話・合意形成を担うファシリテーション経験を有する者
- ウ 施設コンセプト及び空間機能の検討に関する知見を有する者

(2) 配置することが望ましい者

- ア PPP/PFI等の施設整備手法に精通し、他地域における同種の業務経験を有する者（技術士など）

3 実績報告書等の提出

委託業務完了後には、所定の様式により実績報告書等を旭川市に提出すること。

4 委託費の減額

実施内容に不足があった場合には委託費のうち応分を減額する。

5 委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするとともに、事業終了後最低7年間は保存すること。

6 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

7 法令遵守

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、その他関係法令についても遵守すること。

8 違反等があった場合の措置

「第5 参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

9 その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するため、旭川市と常に密接な連携を取ること。

第8 企画提案書の作成・提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

(1) 企画提案書 ※任意様式

ア A4判で20ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。

イ 文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

ウ 企画提案は、一企画提案者につき一提案限りとする。

エ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

(2) 事業経費見積額積算内訳書 ※任意様式

2 提出方法等

(1) 提出期限

令和8年5月18日（月） 午後5時（期限厳守）

(2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/f/8Xd1j>

3 企画提案事項

企画提案は、次の事項について提案することとする。

(1) 事業計画及び全体のスケジュール

(2) 第2に記載する実施内容等に対応する企画内容

(3) 事業の実施体制

(4) 企画提案者の業務実績

(5) 事業経費見積額

4 企画提案書等の著作権の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第9 質疑応答等

1 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

(1) 提出期間

令和8年5月7日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/f/khYN6>

(3) 留意点

ア オンラインフォーム以外による質問は受け付けない。

イ 質疑応答に複数項目を記載すること及び複数回行うことは可とする。

ウ 質疑応答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答し、併せて旭川市経済部産業振興課ホームページ上に当該回答内容を公表する。また、回答内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/11218/11220/d083827.html>

第10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- 2 提出書類に虚偽があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5 その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

第11 企画提案書の審査方法

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、スタートアップ支援施設構想検討プロジェクト事業に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリングの実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が6者を超えた場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。

ウ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図面や写真を用いた説明用パネル及びプロジェクター等の使用は可能とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、旭川市で用意するが、パソコン等は持参すること。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定の対象から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

審査項目	具体内容	配点 (計100点)
企画内容	ア 企画内容が事業目的に沿っているか イ 起業家や地域の関係者が「自分たちが関わってつくった施設」と感じられる検討プロセスになっているか ウ 他地域の先進的な知見を取り入れながら、本市にとって必要な施設像を検討することができる内容になっているか。	50点
実施計画	ア スケジュールは実現可能かつ実効性の高い内容となっているか イ 事業経費の積算内容は適切か	20点
受託者の 適正	ア 本事業を遂行するのに十分な実績があるか イ 適切な人材が配置されているか	30点

4 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ごとに、3の評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。

(2) 順位点の計算（第二段階）

各委員は、別紙「順位点採点表」にて、(1)の「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

(例：1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点、5位＝5点、6位＝6点)

(3) 評価点の計算（第三段階）

(2)により求められた各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の低いものから順に選定者として決定する。なお、同点の場合は、当該同点者に対する各委員の「審査点」の平均点が高いものを上位とする。

(4) 企画提案者が1者のみであり、各委員が採点した「審査点」の平均が6割に満たない場合については、受託候補者の決定を行わないこととする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の事務手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所
第3に同じ。

ウ 提出方法
持参又は郵送（当日消印有効）によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から4日以内に説明を求めた者に対して理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数

第12 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が第10のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、旭川市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、旭川市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

一括後払いとする。

第13 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 参加表明書又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

6 本業務の成果物に係る著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰属する。

別紙 応募から契約までの流れ（フロー図）

この公募型プロポーザルの応募から契約までの大まかな流れは以下のとおり。

